

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2000-291756(P2000-291756A)

【公開日】平成12年10月20日(2000.10.20)

【出願番号】特願平11-99513

【国際特許分類第7版】

F 16 H 15/38

【F I】

F 16 H 15/38

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月18日(2005.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

しかも、本発明の場合には、上記ヨーク54、55の四隅部分で、第一、第二各トラニオン27、28をそれぞれ2本ずつ、合計4本のトラニオン27、28の端部に設けた第一、第二枢軸29、30を支持している。この為、これら各第一、第二トラニオン27、28に加わる力の全部を、上記各ヨーク54、55内で相殺する事ができる。この点に就いて、図6により説明する。前述した様にトロイダル型無段変速機の運転時に上記各第一、第二トラニオン27、28には、各第一、第二パワーローラ45、46から大きなスラスト荷重が、それぞれ図6に矢印で示す方向に加わる。これら各スラスト荷重はそれぞれ、同図に矢印で示した、第一、第二両キャビティ34、35(図2)の直径方向の分力と、同図に矢印で示した、入力軸1aの軸方向に亘る分力とに分けられる。